

特定健診等データの保険者間の情報照会・提供等についての考え方

広島県保険者協議会

1 特定健診等データの情報提供及び照会，本人同意の取得の趣旨

特定健康診査及び特定保健指導は，内臓脂肪の蓄積に起因して肥満，脂質異常，血糖高値，
血圧高値から起きる虚血性心疾患，脳血管疾患，糖尿病等の発症・重症化を予防し，医療費
を適正化するため，高確法に基づき，保険者が共通に取り組む法定義務の保健事業である。

このため，加入者が加入する保険者が変わっても，保険者において過去の健診結果等を活
用して継続して適切に特定健康診査及び特定保健指導を実施できるよう，高確法第27条第1
項及び実施基準第13条の規定により，保険者（以下「現保険者」という。）は，加入者が加入
していた保険者（以下「旧保険者」という。）に対し，当該加入者の特定健診等データの提供
を求めることができること，当該記録の写しの提供を求められた旧保険者は，当該加入者の
同意を得て，現保険者に記録の写しを提供しなければならないこととされている。

また，特定健診等データは，健診の検査結果や服薬情報など加入者本人にとって機微性が
高く，第三者には知られたくない情報も含まれている。このため，実施基準では，旧保険者
から当該加入者に対し，特定健診等データを提供する趣旨と内容について説明を行い，同意
を得なければならないこと，ただし，特定健診等データの提供を求めた現保険者において当
該加入者に対し説明を行い，同意を得たことが確認できたときは，この限りでないこととし
ている。

2 特定健診等データの情報照会及び提供の範囲

特定健診等データの情報照会及び提供の範囲は，原則として，旧保険者が保有する当該加
入者の特定健診の記録の写し（※1）とし，特定保健指導の記録は含まないこととする。た
だし，前年度に旧保険者で当該加入者に対し特定保健指導を実施したかどうかは，当該年度
に現保険者で対象者の選定や特定保健指導の実施の要否の判断に関わることから，現保険者
から当該加入者の特定保健指導の実施に関する記録の写しの提供を求められた場合には，加
入者本人の同意の上で，旧保険者は記録の写しを提供する。

（※1）特定健診等データは，実施基準第10条の規定に基づき，特定健診の記録の作成日の
属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間又は，加入者が他の保険者の加入
者となった日の属する年度の翌年度の末日までの期間のうちいずれか短い期間の記録
とする。

（※2）旧保険者において，加入者本人の同意の下で，5年間の保存期限を超える記録を管
理している場合，当該保存期限を超える記録を加入者本人の求めに応じて，旧保険者
が本人に提供することは可能である。また，現保険者が当該保存期限を超える記録を
取得する必要がある場合は，本人の同意の下で，当該加入者本人を通じて取得するこ
とは可能である。

（※3）なお，原則として，特定健診の記録は，基本項目とする。ただし，追加検査項目等
の提供については，保険者間の協議により決定する。

3 特定健診等データの提供に用いる媒体，送付方法

特定健診等データの提供方法は，実施基準において，旧保険者は，電子的方法により作成された特定健診等データを記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により，現保険者に提供を行うこととされている。効率的な記録管理ができるよう，光ディスク等の電子的な記録媒体により提供することが望ましいが，紙媒体による提供も可能とする。

電子的な記録媒体を送付する場合は，暗号化やパスワード設定などの処理を確実に行うものとする。

特定健診等データの送付方法は，(1)旧保険者が加入者本人に特定健診等データを提供し，加入者本人が現保険者に提出する方法（これは保険者間での送付方法には該当しない），(2)現保険者が旧保険者に当該加入者の特定健診等データの提供を依頼し，加入者本人の同意を得た上で，旧保険者から現保険者に特定健診等データを送付する方法がある。

(1)については，旧保険者において，資格喪失前に当該加入者に対し，特定健診等データを新たに加入する保険者に提出できること，提出することで継続した健康管理を受けられること，特定健診等データを紛失した場合は再発行に応じること等を説明するとともに，資格喪失のタイミングで特定健診等データを加入者本人に提供することにより，加入者本人が現保険者に提出することが可能である。

(2)については，まずは現保険者において，新規加入手続等の際，加入者に対し，旧保険者での特定健診等データを保有しているかどうかを確認する。その上で，当該加入者が保有していない場合は，現保険者において，当該加入者への継続した特定健診・特定保健指導が可能となる旨の特定健診等データを旧保険者から取得する趣旨，旧保険者から取得する記録の写しの範囲について説明した上で，本人の同意を得る。その上で，現保険者から旧保険者に特定健診等データの情報照会を行い，旧保険者から現保険者に提供する。情報照会及び提供，本人同意の取得に当たっては，別添の広島県保険者協議会で定めた様式を用いることとする。

4 特定健診等データの情報照会及び提供の費用負担，抽出及び登録

旧保険者において，特定健診等データを光ディスク等の電子的な記録媒体又は紙媒体に記録するために要する費用は，旧保険者において負担する。当該特定健診等データを記録した媒体の送付にかかる費用，提供されたデータを現保険者のシステムに登録する費用は，現保険者において負担する。保険者は，保険者間の特定健診等データの情報照会及び提供に対応するため，(1)加入者（実施基準第10条に基づく最低保管年限中の記録の対象者である元加入者を含む）及び他の保険者の求めに応じて，個人の特定健診等データを保険者のシステムから抽出できるようにする（抽出する媒体は電子媒体と紙媒体のいずれでも可とする），(2)加入者及び他の保険者から提供された加入日以前の特定健診等データをシステムに登録できるようにする必要がある。

(※4) 高確法第22条及び実施基準第10条の規定により，保険者は，特定健診等データの記録

の写しを他の保険者に求め、その提供を受けた場合に、当該記録の写しを電磁的方法により保存しなければならない。このため、この提供された加入日以前の特定健診等データは、現保険者ではシステムに登録できるようにする必要がある。現保険者が旧保険者に記録の写しを求めるのではなく、継続的な健康管理に資するよう、本人から加入日以前の特定健診等データの提出を受けた場合でも、法令の趣旨を踏まえれば、現保険者では当該加入日以前の特定健診等データをシステムに登録することが求められるが、例外的にシステムへの登録ができない場合には、システム更改時等に登録が可能となるよう措置するとともに、それまでの間は、紙媒体により、記録の作成日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間、適切に管理する必要がある。

5 本人同意書の保管の期間

特定健診等データの保管期間に準じた取扱いとし、特定健診の記録の作成日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間又は、加入者が他の保険者の加入者となった日の属する年度の翌年度の末日までの期間のうちいずれか短い期間とする。

6 送達中の紛失等の事故に対する責任

原則として、発送する保険者が責任を負うものとする。

7 特定健診等データの提供にかかる電子的な記録媒体の送付手段について

書留郵便または送達過程を記録する宅配便とする。現保険者は依頼文書の送付時に返信用封筒〔書留〕または宅配便の送り状〔着払〕を同封する。

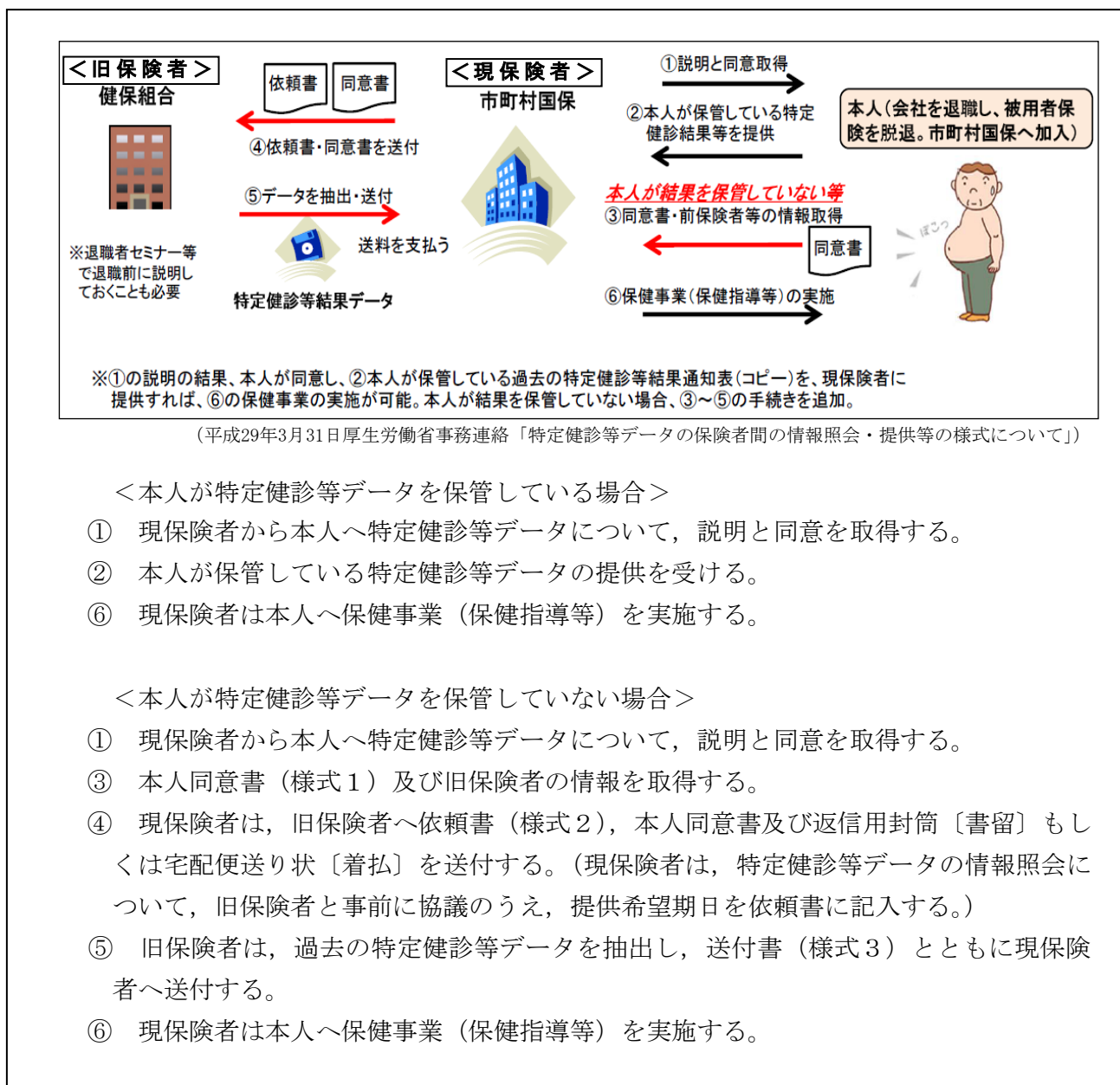
8 特定健診等データの情報提供にかかる返信の期限

保険者間での協議のうえ、依頼文書に記載することとする。

9 その他

その他、疑義が生じた場合は、広島県保険者協議会で協議を行う。

特定健診等データの保険者間での情報照会・提供 対応の流れ



特定健診等データの移動に関する本人同意書

私は、医療保険者名（依頼先）が保有する私の特定健診情報を、医療保険者名（依頼先）から医療保険者名（依頼元）へ提供することを同意します。

- 特定健診結果の提供に同意する年度
- ・加入期間中の全特定健診情報
 - ・平成 年度～平成 年度（※複数年度の場合）
 - ・平成 年度（※単年度の場合）

平成 年 月 日

（※医療保険者名（依頼先）を記載）

_____健康保険組合理事長
全国健康保険協会広島支部長
地方職員共済組合広島県支部長
公立学校共済組合広島支部長
警察共済組合広島県支部長
広島県市町村職員共済組合理事長
_____市町長
_____国民健康保険組合理事長
広島県後期高齢者医療広域連合長

} 様

退職直前の勤務先事業所名： _____

（ふりがな）

氏名： _____（旧姓： _____） 印

住所：（〒 _____ - _____）

旧住所：（〒 _____ - _____）

（直近3カ月で変更した場合）

電話番号： _____

性別： 男・女 生年月日：昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

様式 2 : 特定健診情報提供依頼文書様式

文 書 番 号
平成 年 月 日

(※医療保険者名(依頼先)を記載)

_____健康保険組合理事長
全国健康保険協会広島支部長
地方職員共済組合広島県支部長
公立学校共済組合広島支部長
警察共済組合広島県支部長
広島県市町村職員共済組合理事長
_____市町長
_____国民健康保険組合理事長
広島県後期高齢者医療広域連合長

様

医療保険者名(依頼元)長 ○○ ○○ 印

特定健診情報の提供について(依頼)(案)

対象者から同意を得た特定健診情報について、次のとおり提供依頼をします。
なお、提供を受けた特定健診情報については、厳格・厳正に管理します。

1 対象者

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	特定健診情報の提供年度
○○ ○○	昭和 年 月 日	男	加入期間中の全特定健診情報
○○ ○○	昭和 年 月 日	女	平成 年度～平成 年度 (※複数年度の場合)
○○ ○○	昭和 年 月 日	男	平成 年度 (※単年度の場合)

2 提供方法

貴医療保険者が保有されている特定健診情報(電子媒体又は紙媒体)を、同封の返信用封筒に封入のうえ/宅配便送り状(着払)をご使用のうえ、ご返送ください。

3 提供希望期日

年 月 日

4 送付内容

- (1) 特定健診等データの移動に関する本人同意書
- (2) 返信用封筒又は宅配便送り状(着払)

連絡先(照会先)

担 当:

住 所:

文 書 番 号
平成 年 月 日

(※医療保険者名 (依頼元) を記入)

_____健康保険組合理事長
全国健康保険協会広島支部長
地方職員共済組合広島県支部長
公立学校共済組合広島支部長
警察共済組合広島県支部長
広島県市町村職員共済組合理事長
_____市町長
_____国民健康保険組合理事長
広島県後期高齢者医療広域連合長

様

医療保険者 (依頼先) 長 ○○ ○○ 印

特定健診情報の提供について (送付) (案)

平成 年 月 日付け (文書番号) において依頼がありました特定健診情報 (電子媒体又は紙媒体) について、別添のとおり提供します。

連絡先 (照会先)

担 当 :

住 所 :

このたび （依頼元の現保険者） に加入された皆様へ



特定健診等の結果データにかかる提供のおねがい

このたび、ご加入されました（依頼元の現保険者）では、健康の保持・増進を図ることを目的として、特定健康診査（※）をはじめとした各種の保健事業を実施しています。

以前の医療保険者において受診された過去の特定健康診査等の結果データを、ご提供いただくことで、より個人の特性に応じた健康管理についての支援を受けやすくなるとともに、各種の健康づくりイベントへの参加案内を得られやすくなるなどのメリットがあります。

つきましては、過去の特定健康診査等の結果通知表がありましたら、直近の数年度分についての写しを提供いただきますよう、お願いします。

また、お手元に結果通知表をお持ちでない場合につきましても、別添の「特定健診等データの移動に関する本人同意書」に必要事項を記載の上、お送りいただきますと、（依頼元の現保険者） から、以前の医療保険者へ依頼・照会させていただくことが可能となっております。

なお、ご提供いただきました特定健診等データにつきましては、厳重に管理するとともに、他の目的での使用はいたしません。

平成〇〇年〇月〇日

（依頼元の現保険者）

※ 特定健康診査とは

平成20年（2008年）4月より40歳から74歳の保険加入者を対象として導入された健康診断であり、国のメタボリックシンドローム対策の柱として、企業の健康保険組合や国民健康保険を運営する市町村等で義務付けられています。



特定健診等データの保険者間の情報照会・提供等に関する各保険者の連絡先一覧

保険者名	郵便番号	所在地	電話番号
広島市	730-8586	広島市中区国泰寺町1丁目6-34	082-504-2290
(中区)	730-8565	広島市中区大手町4丁目1-1	082-504-2528
(東区)	732-8510	広島市東区東蟹屋町9-34	082-568-7729
(南区)	734-8523	広島市南区皆実町1丁目4-46	082-250-4108
(西区)	733-8535	広島市西区福島町2丁目24-1	082-294-6235
(安佐南区)	731-0194	広島市安佐南区中須1丁目38-13	082-831-4942
(安佐北区)	731-0221	広島市安佐北区可部3丁目19-22	082-819-0586
(安芸区)	736-8555	広島市安芸区船越南3丁目2-16	082-821-2808
(佐伯区)	731-5195	広島市佐伯区海老園1丁目4-5	082-943-9731
呉市	737-8501	呉市中央4丁目1-6	0823-25-3151
竹原市	725-8666	竹原市中央5丁目1-35	0846-22-7734
三原市	723-8601	三原市港町3丁目5-1	0848-67-6050
尾道市	722-8501	尾道市久保1丁目15-1	0848-38-9107
福山市	720-8501	福山市東桜町3-5	084-928-1155
府中市	726-8601	府中市府川町315	0847-43-7142
三次市	728-8501	三次市十日市中2丁目8-1	0824-62-6134
庄原市	727-8501	庄原市中本町1丁目10-1	0824-73-1255
大竹市	739-0692	大竹市小方1丁目11-1	0827-59-2153
江田島市	737-2295	江田島市大柿町大原505	0823-43-1639
廿日市市	738-8512	廿日市市新宮1丁目13-1	0829-20-1610
安芸高田市	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791	0826-42-5633
東広島市	739-8601	東広島市西条栄町8-29	082-420-0933
府中町	735-8686	安芸郡府中町大通3丁目5-1	082-286-3236
海田町	736-8601	安芸郡海田町上市14-18	082-823-9206
熊野町	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1	082-820-5604
坂町	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1-1	082-820-1504
安芸太田町	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1	0826-28-2116
北広島町	731-1595	山県郡北広島町有田1234	050-5812-1853
大崎上島町	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968	0846-62-0303
世羅町	722-1192	世羅郡世羅町大字本郷947	0847-25-0134
神石高原町	720-1522	神石郡神石高原町小島1701	0847-89-3366
広島県歯科医師国民健康保険組合	732-0057	広島市東区二葉の里3-2-4(広島県歯科医師会館5階)	082-261-1718
広島県医師国民健康保険組合	732-0057	広島市東区二葉の里3-2-3(広島県医師会ビル5階)	082-258-3177
広島県薬剤師国民健康保険組合	732-0057	広島市東区二葉の里3-2-1(広島県薬剤師会館3階)	082-506-1689
建設国民健康保険組合	733-0013	広島市西区横川新町13-12	082-291-5894
全国健康保険協会広島支部	732-8512	広島市東区光町1-10-19(日本生命広島光町ビル2階)	082-568-1032
マツダ健康保険組合	734-0064	広島市南区小磯町1-1	082-287-4644
広島ガス電鉄健康保険組合	730-0053	広島市中区東千田町2-9-29	082-242-3535
(広島ガス電鉄健康保険組合ガス支部)	734-8555	広島市南区皆実町2-7-1	082-252-3006
広島銀行健康保険組合	732-0804	広島市南区西蟹屋1-1-7	082-247-5151
中国電力健康保険組合	730-8701	広島市中区小町4-33(中電ビル2号館3階)	082-544-2844
中国新聞健康保険組合	730-0854	広島市中区土橋町7-1(中国新聞ビル2階)	082-236-2170
中電工健康保険組合	730-0855	広島市中区小網町6-12	082-291-7433
福山通運健康保険組合	721-8555	福山市東深津町4-20-1	084-924-2012
西川ゴム工業健康保険組合	733-8510	広島市西区三篠町2-2-8	082-230-6629
広島東友健康保険組合	732-0802	広島市南区大州5-3-33	082-284-2232
ソルコム健康保険組合	730-0054	広島市中区南千田東町2-32	082-504-3358
イズミグループ健康保険組合	733-0833	広島市西区商工センター2-3-1(エクセル本店ビル)	082-276-8071
広島県自動車販売健康保険組合	733-0036	広島市西区観音新町2-4-25	082-292-8643
広島信用金庫健康保険組合	730-0043	広島市中区富士見町3-15	082-245-0321
中国しんきん健康保険組合	730-0026	広島市中区田中町6-5(信金中央金庫中国支店内)	082-249-8121
ウラベ健康保険組合	733-0822	広島市西区庚午中1-18-13	082-275-3500
しんくみ中国健康保険組合	730-0044	広島市中区宝町9-11(信用組合会館内)	082-244-2341
青山商事健康保険組合	721-0965	福山市王子町2-14-38(青山王子ビル)	084-920-0046
日本製鋼所健康保険組合広島支部	736-8602	広島市安芸区船越南1-6-1	082-281-3182
民間放送健康保険組合中国・四国支部	730-8672	広島市中区大手町2-11-10	082-242-2851
地方職員共済組合広島支部	730-8511	広島市中区基町10-52(総務局総務管理部福利課内)	082-513-2260
警察共済組合広島支部	730-8507	広島市中区基町9-42(広島県警察本部厚生課)	082-228-0110
広島県市町村職員共済組合	730-0036	広島市中区袋町3-17(シシンヨービル7階)	082-545-8886
公立学校共済組合広島支部	730-8514	広島市中区基町9-42(県教委事務局管理部健康福利課内)	082-513-4954
広島県後期高齢者医療広域連合	730-8626	広島市中区東白島町19-49(国保会館5階)	082-502-7822